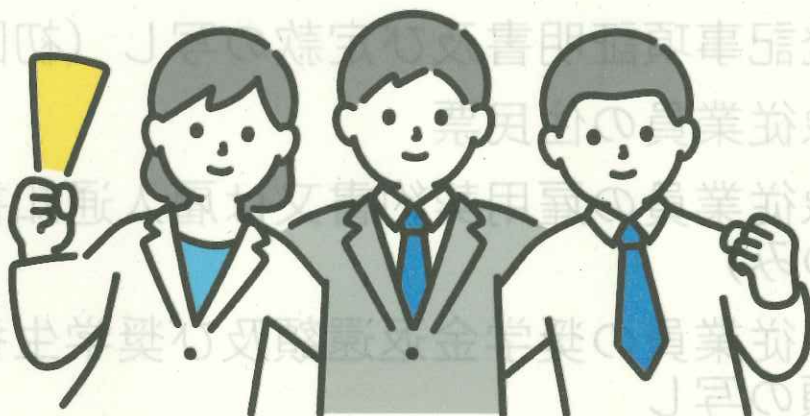


奨学金 返済 支援 企業 を サポートします！

一社につき**最大60万円**、

従業員一人につき**最大12万円**を補助します

＼ 奨学金返済支援で若い人材を確保！ ／



伊豆市では、若い人材を確保するため従業員の奨学金返還支援を行う中小企業等を応援します。就業規則、賃金規則などで奨学金を返済している従業員に対して手当として金銭を支給している場合は、補助の対象となります。詳しくは、伊豆市観光商工課までお問い合わせください。

補 助 額

従業員一人に支給した手当（年間）の**10分の9**を補助

※一社につき上限60万円を補助（従業員一人につき上限12万円）

例：手当として10万円（年間）を支給している従業員が3人いた場合

$$10万（円） \times \frac{9}{10} \times 3（人） \\ = 27万（円）を補助$$

対 象 就 業 員

- ・令和2年4月1日以降に雇用した従業員
- ・独立行政法人日本学生支援機構等が貸与する奨学金の返済をしていること
- ・伊豆市内に住所があること
- ・補助金を申請する年度末において年齢が30歳未満であること

対象申請事業者

- ・中小企業者等の法人であること（社会福祉法人、特定非営利活動法人など）
- ・就業規則又は、賃金規則等で従業員に手当を支給することを定めていること
- ・奨学金支援を実施していること（手当として金銭の支給がある）
- ・市内に事業所を有していること
- ・市税の滞納がないこと



《詳細は市HPをご覧ください》

お問い合わせ

伊豆市役所 観光商工課

電話 **0558-72-9911**

受付時間 8：30-17：00（土・日曜日・祝日を除く）

補助金の申請をする際には、
「伊豆市中小企業等奨学金返還支援補助金交付申請書（様式第1号）」に下記の書類を添えて提出してください。

- ・ 伊豆市中小企業等奨学金返還支援補助金補助対象従業員一覧（様式第2号）
- ・ 法人の登記事項証明書及び定款の写し（初回のみ）
- ・ 補助対象従業員の住民票
- ・ 補助対象従業員の雇用契約書又は雇入通知書の写し（初回のみ）
- ・ 補助対象従業員の奨学金返還額及び奨学生番号等が分かる書類の写し
- ・ 就業規則、賃金規定等の奨学金返還支援による手当等の支給根拠がわかる書類の写し
- ・ 中小企業等の市税の納税証明書等

【補助金の支払い時期】

補助金の交付が決定した事業者は、手当の支払いが完了する年度末に「伊豆市中小企業等奨学金返還支援補助金実績報告書（様式第6号）」を提出してください。

※補助金は交付確定後、支払われます。



《詳細は市HPをご覧ください》